

平成 30 年度 浜田教育事務所だより

第 7 1 号 平成 3 0 年 1 2 月 1 8 日

◆企画幹あいさつ (p.1)

◆人権・同和教育について (pp.6-8)

◆幼児教育センター (p.13)

◆総務課より「(pp.2-5)

◆各市町の取組～大田市・川本町～ (pp.9-12)

◆お知らせ (p.14)

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて

社会教育スタッフ 企画幹 久佐日佐志

学習指導要領の前文に、「よりよい学校教育を通して、よりよい社会を創るという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要となる。」とあります。



では、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた、「教育の姿」や「学校」の向かう方向性・意義とはどのようなことでしょうか？

(中教審)教育課程特別部会の「論点整理」からポイントを整理すると、

- ・新しい時代を切り拓いていくための資質・能力を育むためには、学校が社会や世界と接点を持ちつつ、多様な人々とのつながりを保ちながら学ぶことができる、開かれた環境となること
 - ・子供たちは、身近な地域を含めた社会とのつながりの中で学び、自分の存在が認められることや自分自身の活動によって何かを変えたり、自らの人生や社会をよりよく変えたりしていくことができるという実感を持つこと
 - ・学びが子供たち自身の生き方や地域貢献に繋がっていくとともに、地域総がかりで子供の成長を支え、そこから生まれる絆を地域活性化の基盤としていくという好循環をもたらすこと
 - ・学校教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させること
 - ・新しい学校の姿と、求められる教育や授業の姿を描き、教科等の在り方を探究していくこと
- などがあります。

このような考え方は、新しいことのように受け止められがちですが、学校は、経験的に認識していることも多いのではないのでしょうか。

1つの例ですが、子供たちに「あいさつ」を指導する状況(子供たちが課題と捉え「あいさつ」に取り組む状況)を思い浮かべてください。校内の活

動、指導・支援だけではなく、近隣の学校や団体と協力したり、地域の中で子供たちの出番があり、アイデアが生かされたりする取組が進められると、本来の意味で「あいさつ」をする力がより高まり、着実に身につけているという状況になる。この活動を充実させたポイントは、①活動のねらいを(校外の方とも)共有し、役割や分担を創造的に話し合うこと。②学んだことが、さまざまな次の学びに関連づけられること。③大人の主体的で粘り強く取り組む姿があること。などが重要なポイントとなるという認識やご経験をお持ちではないかと考えています。

それに加え「社会に開かれた教育課程」では、「子供との活動が地域住民の意欲の高まりや繋がりづくりの基盤につながり、地域の活性化に向かっていく。」としたことが示されていることが重要だと考えています。

島根県では、ふるさと教育に平成 17 年度から取り組んでおり、「ふるさと教育基本方針」をみると、「学校・地域が相互理解の上に緊密に連携し、それぞれの役割を果たしながら～」「地域課題に正対することで、ふるさとへの貢献意欲を育む～」

「地域の人々とともに行う自然体験、社会体験を通じて」など共通する考え方が多いことが分かります。また、ふるさと教育の取組を通して、地域の方と学校の信頼関係が築かれていたり、調整のためのシステムも構築されたりしているなどの島根ならではの強みがあります。また、「教育の魅力化」との関係性で見れば、島根版「社会に開かれた教育課程」といえるほど、理念は共通しています。

浜田管内でも地域と連携及び協働した、さまざまな優れた活動が展開されています。しかし一方で、「その活動で子供にどんな力を付けたいのか」という点が共有されず、また、振り返りの場が地域とともに持たれていないこともあり、地域から支援されているだけの活動もあるようです。

子供たちに、これからの予測することが困難な時代を生き抜く力を培っていくために、今までの活動を振り返り、地域・学校の強みや特性が生かされた「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて進んでいきましょう。

浜田教育事務所 総務課スタッフより

現代の時間割

現代社会におけるより良い生活習慣は、時間との勝負だと思います。世の中の誰にとっても、1日は24時間と決まっています。地球は自転の速度を緩めてはくれません。しかし、私たちにとって1日に仕事時間を除いてもやるべきことは山積みです。国内外・地域社会で起こっている事象を把握するため新聞を読み、テレビのニュースを見る。ネット配信されるニュース、動画、世間の反応、SNSをチェックする。話題のビジネス書籍や小説を読んだり映画を見たりする。健康維持のためウォーキングやジョギング、筋トレなど適度な運動をする。これに職場や地域社会、家族との交流時間、そして大切な趣味の時間が加われば、もう寝る暇もありませんが、一般的には7時間前後の適度な睡眠時間の確保が健康な生活にとって欠かせないと言われています。

総務課長 伊藤知数



児童生徒であっても現在は同じような環境におかれているのではないのでしょうか。勉強に、スポーツに、習い事。読書も必要ですし、見るとためになるテレビ番組もあります。現代社会を楽しく、堅実に、生き生きと生きるのには圧倒的に時間が足りなくなっているように思われます。

こうなってくると生活はできるだけシンプルに、省けるものは思い切って切り捨てる覚悟が必要かもしれません。私自身は、なかなかその一歩が踏み出せず時間がオーバーフローしてしまいます。

児童生徒にあっては、これまで主に自己管理とされてきたこの1日の時間術のようなものも、キャリア教育の「基礎的・汎用的能力」の一つとして学ぶべき時代が来ているのかもしれない。

1日24時間を、いかに仕事・勉強を確実にこなしつつ自己への投資時間や貴重な余暇時間としてフル活用するか。この場合、漫然と物事に当たっているのと、意識を集中してやっているのとでは時間の価値が違うのではないのでしょうか。自分がより集中できる時間を多く確保できるように生活リズムを組み立てる努力をすることが現代社会の時間問題を解決する方策の一つではないかと思います。

時間の使い方

総務課スタッフ 主任主事 奥村 陽香

春からこちらに赴任し、初めて会う方々に、「どちらから？」と聞かれる機会が増えました。「出身は新潟です。」と答えると、たいていの方から驚かれます。以前は郷里で働いていましたが、縁あってこちらにやってくるまで丸5年が経ちました。島根県にはこれまで住んだ経験もなく、来たことも数えるほどしかない中で、不安のみのスタートでしたが、最近はお国言葉もちらほら出るレベルにまで達してきております。



さて、故郷を離れ、仕事や子育てに追われる毎日の中で、常に「時間の使い方」を考えているように思います。「時間の使い方」を考えることは、仕事と趣味、仕事と学生生活、仕事と介護など、様々な両立を考える上で不可欠です。段取りをつけて物事を進めるのと否とでは、成果も、自身の心の余裕も違ってきます。仕事以外での経験が、仕事にも良い影響を与え、ひいては人間としての成長にもつながります。今ある仕事数年後には消滅するかもしれないという激動の時代の中で、こ

これまでの仕事には全く関係なかったことが意外なところで結果を生んだり、次の仕事につながったりということがあられるかもしれません。

私は学校事務職員の方々とお話する機会が多いですが、日常業務に加え、事務グループ活動や学校経営への参画など新しい業務も増えており、時間のやりくりに苦慮されている方もいらっしゃるかと思います。教育事務所として、研修や日頃のコミュニケーションを通してこうした課題について共に考えていけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

「日々の業務の中で」

総務課スタッフ 主任 庄司 奈津子

先日、川本町で行われた管内事務職員研修で、私達総務課職員もグループワークに参加させていただきました。内容は、「事務職員人材育成基本方針」の中の「成長図」において、「学校運営参画のために事務職員としてできること・やりたいこと」を、各自が付箋に記入して成長図の上に貼っていくというものでした。

私も一枚だけ付箋を貼り意見を発表しましたが、この場をお借りして事務職員の皆様だけでなく、管理職の皆様をはじめ全教職員の皆様にお伝えしたいと思います。「成長図」の中には「定型業務」と「学校運営業務」の2種の業務がありますが、学校運営参画のための業務は「学校運営業務」に入るかと思えます。しかしこの業務に携わるためには、その前に当然基礎の部分である「定型業務」をこなしてから、ということになります。「学校運営業務」において皆さんが取り組みたいことや、考えておられる業務はたくさんあると思えます。それを実施する時間を作るためには、まず「定型業務」にかける時間を少なくする＝定まった事務はできるだけ時間をかけずにこなせるようにすれば、学校運営のための発展的な業務にかけられる時間を増やすことができます。定型業務は、皆さんの経験やこれまでの知識の蓄積、事務グループ活動での相互確認等により、どんどん効率的にこなすことができるようになると思えます。「定型業務」を後回しにしての「学校運営業務」参加は考えられません。

皆さんがそれぞれ考えておられる学校運営参画業務には、自分がしたいこと、やってみたいこと色々あると思えます。その実現のための一つの方法として、考えてみてください。



教職員等中央研修報告

総務課スタッフ 企画員 柴村 勉

平成 30 年 6 月 4 日から 8 日までの 5 日間、独立行政法人教職員支援機構で行われた「平成 30 年度教職員等中央研修 第 1 回事務職員研修」に参加させて頂きました。

学校経営力向上のための高度で専門的な知識を習得させ、各地の中核となる事務職員を育成することを目的に、全国から 187 名の小・中学校事務職員が集い、講義・演習など「脳みそフル回転」の濃密な時間となりました。

記録の一部を紹介し、参加の報告をさせていただきます。



【講義・演習・協議「チームとしての学校」】 国立教育政策研究所 総括研究官 藤原文雄

- リーダーに求められる力：コンセプト力・翻訳能力…わかりやすい言葉で人に伝える。人の意見を伝えるのではなく、自分なりに咀嚼して伝える。(経験を言葉の力に変える。)
- つかさどる…全員を一定レベルまで上げていかなければいけない。
※ 必要な資質・能力：【現状把握力】【問題解決能力】【チームとして対応するための調整能力】
- 仕事は実務。学校に「実務」をしない職を置くほど余裕はない。実務をするから職がある。意思決定をする者(=校長)は既にいる。校長の経営方針を踏まえて実務を。

【講義・演習・協議「学校組織マネジメント」】 筑波大学 教授 浜田 博文

- 事務をつかさどる：「学校のビジョン形成にかかわる役割」を意識することが大切。=学校の組織力を高める学校事務職員の役割。
- 教師が児童・生徒に身につけさせたい力、身につけてほしい力…授業の中で、教材を使って身につけさせる。→ここに、事務職員としてどれだけ関わられるか。関わるのがなければ事務職員は学校にいらなくなる。

【講義・演習・協議「カリキュラム・マネジメント」】 千葉大学 特任教授 天笠 茂

- 経営資源をどのように差配していくか…資源をつなぐ、人とモノをつなぐ、お金と授業をつなぐ…など、今までやってきたこと。これこそがカリキュラム・マネジメント。これまで無意識に、曖昧なまま実践してきたことが多い。「まだ見ぬ世界」ではない。
- 学校の教育目標を実現させるための教育課程編成。ここに事務職員の立場で関わっていく。「私は何をすれば良いか」を考える。教員と違う目線で見てもよい。
※ 何でも引き受けるということではない。学習指導要領に目を向ける。
- 「我が校」の教育課程を実践するために、学習指導要領を視野の中に入れて仕事を進める。そのために、どのくらい授業を見に行けているか。自分たちの目で見ることが大切。学習指導要領に強くなれ。

【講義・演習・協議「学校と家庭、地域との連携」】 学校法人渡辺学園 顧問 貝ノ瀬 滋

- 学校で何かをさせたい・徹底させたいと思うことは、家庭・地域でも取り組んでもらう必要がある。同じ方向を向いていないといけない。だから連携が必要。
- ツールとしてのコミュニティ・スクール…学校運営協議会が置かれた学校。学校「経営」協議会ではない=経営要素はない。校長の経営方針のもとに運営される協議。
- 承認してもらおう=地域の代表に責任を持ってもらうということ。地域の人を巻き込んで教育を進める。
- 地域社会が正しく学校を理解するための手段。学校がやっていること・やりたいことの浸透。

→まちの活性化，地域作り。学校作りが地域作りにつながる。

【講義・演習・協議「スクールコンプライアンスとリスクマネジメント」】

福岡教育大学 准教授 河内 祥子

- 学校：「法と照らして」という感覚が低い。学校における“法の番人”を誰がつとめるのか。事務職員は、法の番人として学校の要に。
- 地域住民ならどう思うか，保護者ならどう思うか。この視点を重視する。アカウントビリティを果たす。
- ヒューマンエラーをゼロにすることはできないが，その影響をコントロールすることは可能。（見間違い，覚え間違い，判断間違い等→ルールベースの行動で行動のエラーを防止。）
- 子供の命を守るために，事前・事後の危機管理を。最悪の事態を想定する。「なぜ，あのとき〇〇しなかったのか」…これをあらかじめ想定しておく。
- ほかに起きる（起きた）ことを，「うちではどうか」と考える。大きな事件，事故を起こさないために何ができるか。多様な視点で，お互いに言い合える環境作りを。

【特別講義】《リーダーシップとマネジメント～リーダーとなるために》

株式会社 IndigoBlue 代表取締役会長 柴田 励司

- 組織がうまく回るために三つの役目が必要。全ては組織と人次第。
 - ・ドライバー：衆知を集め集団に対して影響を与える役目
 - ・フォロワー：誰かがやりたいことを実現する役目
 - ・イネブラー：集団がうまく機能するように調整する役目 ※これが無い組織はグダグダになる。
- コミュニケーションがとれているとは…どれだけ一緒に時間を費やしてきたか。
→できるだけ時間を割く，時間を共有する。そうすることで，違いを認め合うことができるようになる。多様性・違う視点を大切にする。
- LILI の法則
Listen：聴く | Inform：伝える | Lead：導く | Involve：巻き込む
何かを進めるときに「Inform：伝える」から入っていないか。まずは聴き，議論の場を作る。このプロセスが必要。
- 何かをやろうと思ったら何かをやめる。組織が「集団皿回し」の状態になっていないか，俯瞰して進言する。

講義中，多くの講師から「多様性・違いを認める。違いのある相手を尊重する。」「コミュニケーションにより，目標を再確認する。」という言葉が聞かれました。

事務職員の職務が「つかさどる」へと改正されてから1年あまり。「チームとしての学校」を推進していくにあたり，事務職員に対して，より広い視点に立って教頭とともに校長を学校経営面から補佐する，学校運営チームの一員として役割を果たすことが期待されています。学校にいる，多くの教員とは違う，「事務職員ならではの視点」を持っていることに自信を持ち，主体的・積極的に学校運営に参画していきましょう。

人権・同和教育について

「人権教育に視点をあてた校内体制の見直しを」

学校教育スタッフ 企画幹 土井伸一

例年、各学校では次のような調査を実施されておられます。時期は、今年度も12月から2月にかけてになる見通しです。

- ・「学校における子どもの人権侵害根絶に向けての校内体制の確立等について」
- ・「人権・同和教育推進状況調査」



この2つの調査は、各校の人権教育についての校内体制を見直す上で、大変重要な調査です。人権教育についてのPDCAサイクルを確立する上で、有効な調査であると言えます。

まずは、昨年度の調査結果を生かした取組になっているかどうかを確認する必要があります。そして、今年度、何が課題になっていて、3学期はどんなことに取り組む必要があるかを検討していくことになります。ぜひ、この調査を活用して、人権教育に視点をあてた校内体制の見直しを行っていただきたいと思えます。

昨年度の浜田管内の調査結果から、課題としてあがったことについて紹介します。（調査内容については毎年検討されており、今年度は、変更される可能性もあります。）

- 調査「学校における子どもの人権侵害根絶に向けての校内体制の確立等について」より
 - ・ 学校における子どもの人権侵害（体罰・セクハラ等）根絶のための校内研修等について、教職員に対する校内研修を実施したか。
 - ・ 子どもの人権侵害（体罰・セクハラ等）根絶のための校内体制等について、相談窓口を児童生徒に周知したか。

- 調査「人権・同和教育推進状況調査」より
 - ・ ハラスメントの教職員研修を実施したか。
 - ・ 「人権教育指導資料第2集 しまねがめざす人権教育（学校教育編）」を教職員研修に活用したか。
 - ・ 「問題事象から学ぶために（学校教育編）」を教職員研修に活用したか。
 - ・ 「部落差別の解消の推進に関する法律」について、教職員に周知したか。

以上抽出しました質問項目について、多くの学校で実施や周知、活用が行われていました。各校の人権教育推進にとって、意義深いことであると言えます。しかしながら、僅かではありますが、実施や周知、活用が行われていない学校があったことも事実であり、このことは、大変重く受け止めなければならないと考えています。

昨年度の調査で、課題としてあげさせていただいた内容も参考にさせていただきながら、ぜひともこの2つの調査を人権教育についての校内体制見直しに役立てていただきたいと考えています。

そして、すべての学校の取組が、「自他の人権を尊重し『差別をしない生き方』ができる力を育成することにより差別のない社会を実現する」という島根の人権教育の目的につながっていくことを願っています。

「部落差別解消推進法」施行 ～同和教育の見直しを～

人権・同和教育指導員 竹中律子

人権に関する三つの法律が2016年に施行されました。4月に「障害者差別解消法」、6月に「ヘイトスピーチ解消法」、そして12月に「部落差別解消推進法」が施行されました。



いずれも法の対象者は一般市民です。市民対策のための法律ができたのです。

ご存知のように、「部落差別解消推進法」は、「現在もなお部落差別が存在する」と部落差別の存在を初めて認知した法律です。第一条では、「部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする」としています。

島根県は、昭和54年に同和教育課を設置し、同和教育を推進してきました。平成14年には「人権教育指導資料」、平成27年には「人権教育指導資料第2集」を発刊し、進路保障を柱とした人権教育の推進に努めてきました。その際、『同和問題』も重要課題として、取組を進めてきました。

また、県教育委員会は、昭和60年の「道祖本結婚差別事象」後、それまでの同和教育を見直し、改善充実を図ってきました。

私は、人権・同和教育指導員になり4年目になりました。進路保障関係の会を中心に、市町のいろいろな会に参加させていただく中で、社会教育についての話を聞くこともあります。そ

の際、そっとしておけば部落問題を知らないままに人は育っていくのではなく、差別的に部落問題を認識してしまうことになるだろうと感じるがあります。

私たちは、決して生まれながらに部落に対する偏見を持っているわけではありません。いつからかはわからないけれど、何らかの形で部落に対する間違った情報や偏見を注ぎ込まれるのだと思われます。学校や職場等で、こうした差別意識を克服する機会を与えられなければ、払拭できないままで大人になると考えられます。

6つの条項からなる「部落差別解消推進法」の第五条では、部落問題学習等の取組の必要性を踏まえて、改めて「部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする」としています。

今一度、学校での同和教育を見直してみる必要があります。

島根県の同和教育の基本的方向を示した同和教育指導資料第19集には、同和教育の内容として、同和問題学習についても詳しく記しています。

「部落差別に対する科学的な認識を深め、差別をなくしていこうとする意欲と実践力を培う同和問題学習の充実



を図ることは、同和教育の重要な課題です。」
(P.16)とあります。

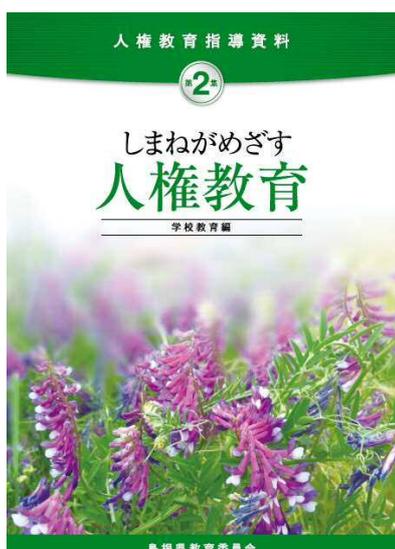
その中で部落差別に対する科学的認識について詳しく説明しています。

《部落差別に対する科学的認識とは》

- 部落差別は、どのような歴史的・社会的背景のもとにつくられたのか。
 - 現実の社会生活において、差別の実態がどのように現れ、日常生活の中でどのような問題や不合理を生み出しているか。
 - 部落差別が、社会意識にどのような影響を及ぼしているか。
- などを客観的な事実に基づき正しく認識すること

とあります。それは、部落差別と自分自身とのかかわりや差別根絶への展望について認識を深めることでもあります。

「人権教育指導資料第2集」では、「人権に関する知的理解と人権感覚の育成（人権についての教育）」(P.12)



で、次のように述べられています。

「部落差別について、『差別する側』の人々や社会の意識、社会構造に要因があるにも関わらず、これまでの同和

問題学習では『差別される側』の視点だけで展開されてしまうことが多くありました。歴史的な出来事や差別の悲惨さや貧困等の部落差別の厳しい実態を子どもたちに学ばせるだけでは、問題を解決しようとする意識・意欲・態度を育てることにはつながりません。差別されていた人たちがたくましく生きてきたことや、社会に貢献していたことを学ばせることは大切ですが、それだけで差別意識が払拭されるものでもありません。大切なのは、子どもたちが知識を自らの生き方につながるものとして主体的に受けとめられるよう工夫することです。『なぜ人は差別をするのか』『差別する側の実態はどうであったかのか』等、『差別する側』の視点で話し合わせたり、自らの生活をふり返らせたりするなどの学習展開を取り入れることが、正しく理解させることにつながります。」とあります。



学校教育における同和教育の重要性を今一度しっかり認識し、同和教育そして同和问题学習の取組がよりいっそう工夫して進めれることを願っています。

大田市の取組

「学力育成を目指して」

大田市派遣指導主事 浄西 昭憲

今年の3月31日に現場を定年退職し、一息つく間もなく、全く経験のない行政の仕事に右往左往しているうちに4月9日未明の大田市東部を震源とする地震の発生、その対応に追われるスタートとなりました。今日まで、自分に何ができるか、自問自答しながらの勤務です。8か月が経過し、頭の中はいまだ混乱した状態ですが、誠心誠意努めたいと思っています。よろしくお願いします。さて、大田市の取組の一端を紹介します。



- ① 学力育成担当者会の開催
 - ・年2回、4月と2月に開催。各校の学力育成担当者を集め、年度当初、各校の実践についての情報交換、年度末に実践の反省と次年度への展望をもつ会としています。
- ② 学校訪問指導の推進
 - ・市として、学力育成を中心とした訪問を各校年2回。授業研究を中心とした訪問と、年度末に学力育成を中心とした取組について、管理職・担当者との面接を行い、検証することになっています。
- ③ 2019年度県教研に向けての学校支援
 - ・来年10月25日(金)、第60回島根県教育研究大会(大田大会)が大田市立第二中学校を主会場として行われます。公開授業は、大田二中校区の五十猛小(特別活動)、静間小(算数)、鳥井小(算数:複式)、久手小(図工・家庭科)、朝波小(理科)と大田二中(数学・理科・特別活動)で予定されています。各校で実践が着々と進められており、その支援をしっかりとしていきたいと考えています。
- ④ 「教育長と語ろう in ○○中」の実施
 - ・全国学力・学習状況調査等の結果における各教科等の正答率の状況をみると、十分な成果が挙がっていません。一つの理由として、大人(教師)へのメッセージの発信が中心であり、そこには頑張るべき児童・生徒が置き去りにされているのではないかと考えました。「まず子供ありき!」、その最初の段階として、今年度は、教育長と中学生との懇談をとおして子供の実態を知ることから始めます。

「つなぐ、つながる」

大田市派遣指導主事 和田 美佐

この4月から大田市の特別支援教育推進の担当をしています。「巡回訪問」「相談活動」「研修」の3つを柱として、大田市の特別支援教育の充実を目指して取り組んでいます。「巡回訪問」には、4歳児、5歳児、小学校1年、中学校特別支援学級を対象とした訪問と各支援員さん等との懇談を中心とした訪問等があります。「相談活動」は、保護者や園・所・学校の依頼を受けて、大田市相談支援チームの委員と共に行っています。



「研修」は、特別支援学級担任、特別支援教育コーディネーターを対象としたものを中心に様々な内容で行っています。今年度は「わからない」「課題なのでは」といった声を受けて、「個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成について」「乳幼児の見え方について」の研修会も特設で行い、学校だけでなく、乳幼児期の子供たちを支える方にも参加していただきました。また、特別支援学級の教育課程に関する研修会を12月と2月に行う予定です。研修会の実施にあたっては、出雲養護学校大田分教室の応援をたくさんいただき、共に大田市の子供の発達を見守っていただいています。

これらの3つを柱とした取組を通して、子供たち、保護者、保育園・所・幼稚園・学校の先生方、関係機関の方、行政機関の方等、様々な立場の方の願いや情熱に触れることがたくさんあります。その度に「つなぐ・つながる」ことの大切さを思います。子供たちを真ん中におき、人と人をつなぐこと、支援をつなぐことを応援していきたいと考えます。そして、子供たちが大田の地や社会と豊かにつながっていきますように。そんな願いをもって努めていきたいと思えます。

「ふるさとのために」

大田市派遣指導主事 山崎 勲

「私が13歳のとき、宗教の先生が、「君は何によって憶えられたいかね」と聞いた。誰も答えられなかった。すると、「今答えられると思って聞いたわけではない。でも50歳になっても答えられなければ、人生を無駄に過ごしたことになるよ。」と言った。」(ドラッカー名著集「非営利組織の経営」より)

「ふるさとのために何ができるのか？」を常に自問しながら派遣指導主事として大田市で勤務しています。ここで、私が関わっている取組の一端を紹介します。



① いじめ等問題行動の対応・不登校児童生徒の支援の充実

- ・スクールソーシャルワーカー(今年度は3名に増員)の積極的な活用のため各校へ出向き、情報交換やケース会議を行いながら、家庭に関わる課題について学校と関係機関の連携に努めています。
- ・スクールカウンセラーが全校配置となり、活用に関する助言や緊急的な対応などを支えています。さらに「心のかけ橋事業」を展開し、学校に行きづらい子供たちの居場所の確保に努めています。
- ・5月の島根県いじめ防止基本方針の一部改訂を受け、大田市も一部改訂を行いました。臨時の生徒指導主任・主事会を開催し、改定のポイントの周知にあわせ、9月に文部科学省が作成した「いじめ対策に係る事例集」を紹介し、各校のいじめに関わる対応について考える場をもちました。

② 「土曜チャレンジ」「放課後学びの場」の運営

- ・大田市では5年目を迎える取組です。中学生の学びの場を保障するため、土曜日に3年生、月曜日放課後に1,2年生の希望者を対象に、校区ごとの会場で実施しています。参加率100%の学校もあります。加えて今年度は「冬休みチャレンジ」を計画し、冬休み中にも中学生の学びを支えます。

連携から協働へ！

大田市教育委員会 派遣社会教育主事 福本修司

「より良い学校教育を通して、より良い地域社会を創る」「より良い地域社会が、より良い学校教育を創る」これらの言葉は、社会に開かれた教育課程の具現化に向けたキーワードであり、派遣先の大田市において教育魅力化を進める中で、私自身が強く意識していることです。

派遣先の大田市においては、十年以上続く「ふるさと教育」や「学校支援地域本部事業」等の成果として、学校と地域の関係は良好なところが多く、学校と地域が「連携」した学習や活動が多くあります。

これらの取組について、子供を育てるということに対して、「支援をする側」と「支援される側」という二者の関係から、ともに「子供を育てる主体者としてのパートナー」という関係性を構築していくことが大切だと考えています。目の前にいる子供をこんなふうに育てたいという目的を共有した上で、子供が身を置くそれぞれの場において地域の大人たちが主体者として関わるこの姿が「協働」であり、社会に開かれた教育課程や大田市教育魅力化の具現化につながっていると思っています。

そのために必要なことは、「丁寧な説明」と「対話」。時間はかかると思いますが、子供の育ちを真ん中に置き、子供たちに関わる大人たちがひざを交え、ああでもない、こうでもない。ああしよう、こうしよう。と熟議を交わすことが大切で、逆に時間をかけなければ具現化はできないものであると考えています。

学校の様子も知りながら社会教育に携わる、教員籍の社会教育主事としてしっかりと頑張っていきたいと思っています。



学びに遊び心を！ 大田市教育委員会 派遣社会教育主事 岩谷 和樹

大田市教育委員会で勤務を始めて2年目に入りました。公民館、まちづくりセンター、放課後子ども教室・児童クラブなど、様々な立場の方が様々な方向から子供たちの学びや育ちを支えていることに気づかされ、そのような方々をどのように支援していけばよいのか？また、子供たちを支える大人をどのように育ていくのか？と試行錯誤を重ねています。



さて、様々な事業の支援を行ったり、計画を立てたりするなかで、最近大切にしていることがあります。それは『学びに遊び心を！』です。学びには「まじめさ」だけでなく、時にははめをはずしたり、冒険をしたりする「遊び心」の部分も必要なのではないでしょうか？社会教育にそのエッセンスがないと人は集まりませんし、学びの場をつくることはできません。

社会教育の現場で話をする機会には、最近こんなことを話しています。「今日の学びの場はどうだったでしょうか？楽しいけれど、今日のこの時間は皆さんにとって何かしらの学びがあったのではないのでしょうか？学びの場はまじめなだけではありません。こういう楽しい学びの場もあります。なぜ、楽しく学べたのでしょうか？それはこの事業に『遊び心』があったからです。このような遊び心のある学びの場をこれからも皆さんで作ってってください。ですが、『遊び』と『遊び心を持つ』こととは違います。『遊び』で終わらないでくださいね。」

「遊び」で終わらないためには、社会教育実践者が学びのねらいを持つことが大切です。そのねらいを明確にしていけるよう、これからも支援をしていきたいと思えます。

川本町の取組

地域の中で生きる子供たち

川本町教育委員会 派遣社会教育主事 佐々木 努

社会教育に関わる業務を通して、公民館の果たす役割が変わってきたことを今更ながら実感しています。昔のイメージであれば、習い事やサークル活動など生涯学習の場であった公民館、今はそれに加えて、地域づくりを担う人づくりの部分が特にクローズアップされています。実際に、公民館事業として、住民が主体となって住民相互の交流を目的としたイベントや地域づくりそのものについて話し合う場が多く設けられるようになってきました。



学校教育との関わりでは、今年度も小学校のクラブ活動や中学校、高校の総合的な学習の時間において、たくさんの地域講師と学校を繋いできました。地域講師の皆さんは、「子供たちには、この川本でいろんな楽しい思い出を作ってもらいたい。」と一様におっしゃいます。その裏には、「川本町を好きになってもらって、いずれは地域を支える人になってほしい。」という思いがあるに違いありません。

この秋、町内の高校の総合的な学習の時間では、高校生が町民を対象にサロンを開きました。小さな子供を連れのお母さん方から高齢者の方まで幅広い年齢層の住民を相手に、高校生がカフェや昔遊びの場などを提供してもてなしていました。このように、授業の中でも「地域づくり」「地域貢献」がポイントとなっています。

改めて考えてみると、子供たちは、授業や公民館事業などを通して出会った地域の大人の姿から様々なことを学んでいます。地域に愛着を持った大人と出会った子供は、いずれ地域の文化や自然を守る大人に、思いやり溢れる大人と出会った子供は、地域の困り事を自分事のように対処しようとする温かい大人へと成長するのではないのでしょうか。今、私自身、学校は地域の中にあることを強く実感しています。地域と学校が協働して未来を生きる子供を育てるために、どうしたら地域の人にもっと子供の育ちに関心を持ってもらえるか、どうしたら学校の先生方に地域の思いを知って教育に活かしてもらえるか、その方策を考えるのに頭を悩ませながらもやりがいを感じる今日この頃です。

スクールソーシャルワークとは

川本町教育委員会 派遣指導主事 田中 淳

今年度から派遣指導主事として、川本町教育委員会で勤務することになりました。4月からの勤務では、慣れないこともあります。各学校と連携をとりながら職務を進めています。また、これまでとは違う新しい目線で教育に関わることができ、とても新鮮な思いがしています。少しでも学校を支える力になればと思いますのでよろしくお願いします。

川本町では、毎年夏季休業中に教育委員会主催による川本町教育研修会を町内小、中学校の教職員を対象に行っています。

本年度は、8月6日（月）に鳥取県教育委員会いじめ・不登校総合対策センター・スーパーバイザー 福島史子様を講師としてお招きし、「スクールソーシャルワーク～学校・家庭・地域の協働の実際～～情報を可視化してみよう～」と題してご講義いただきました。講義の内容の一部及び参加者の感想等を紹介します。

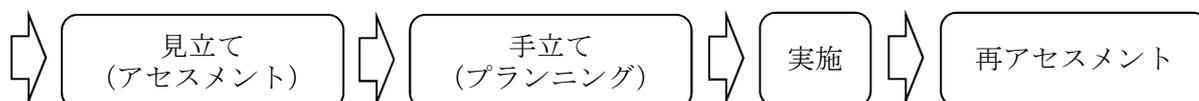


ソーシャルワーカーの仕事・・・

ソーシャルワークの視点から問題を見る→問題は人と環境の相互作用の中に起きた不適応

ソーシャルワークとは・・・

- 1 人の行動には必ず理由（原因）があると考え
- 2 その理由を、個人と環境との関係の中で見出そうとする
- 3 理由を見出すために、情報を集め分析する
- 4 理由が見出せたら、それに対する最善の対応策を考える
- 5 その対応策を、関係者で分担して実施する
- 6 その実施した結果を振り返って、次の対応策を改善する



(文部科学省『スクールソーシャルワーカー実践活動事例集』より)

現在の学校現場において、児童生徒の抱えている課題は多岐にわたり、スクールソーシャルワーカーの必要性は高まっています。しかし、そのスクールソーシャルワーカーの役割の理解及び連携については、まだまだ進んでいない状況があります。本研修は、講義に合わせてグループ演習ですぐに使える実践的な内容を理解することができ、これからの円滑な活用を行う上で大変参考になりました。また、町内全教職員が同じ方向を向くことのできる大変良い機会にもなりました。

【以下参加者の感想等】

- ・SSWの仕事が具体的に分かったと共に、ケース会議の進め方が具体的にわかった。
- ・現場のニーズに応じた内容であった。SSWの参加もあり、話題や考えを共有できたことは有意義であった。
- ・基本的な考え方から明日からすぐに使える実践的な内容で、非常に深く主体的に学ぶことができた。
- ・講演だけでなく、実際にケース検討をしたことで、「見立てる」ことの大切さを学ぶことができた。
- ・SSWの理解ができ、組織として取り組むこと、他機関との連携の大切さを改めて実感した。
- ・実際にケース会議をしてみて、どんな視点でみていくのかがわかった。
- ・1人の子供の行動にはいろいろな背景があることがわかった。川本町の小中学校の職員全体で研修を受けたことで、SSWの役割が共有され、今後さらにつながっていけると感じた。

島根県幼児教育センター より

「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を視점에
連携・接続の一步をふみ出してみませんか？

島根県幼児教育センター 浜田教育事務所 金谷 直美

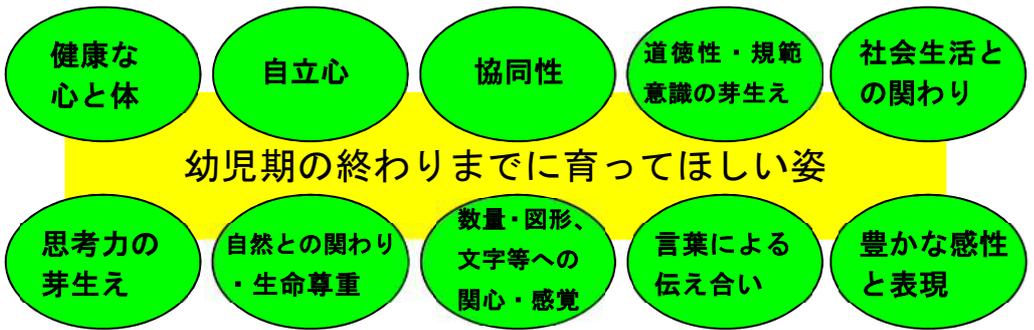


今回の幼稚園教育要領等の改訂・改定のポイントの一つとして、幼児教育と小学校以上の教育を貫く柱（資質・能力）が明確にされたことがあげられます。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」（いわゆる

「10の姿」）は、幼稚園・こども園・保育所等で乳幼児期にふさわしい遊びや生活を積み重ねることにより、資質・能力が育まれている幼児の幼稚園等修了時の具体的な姿であり、保育者が指導を行う際に考慮するものです。

幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るうえでも、「10の姿」について、小学校の先生方のご理解が欠かせません。スタートカリキュラムの作成をはじめ、幼小連携・接続に係る研修・相談等も幼児教育センターの業務の一つです。ぜひ、島根県幼児教育センターをご活用ください。

島根県幼児教育センターについては、第30号教育情報紙(H30,10,23)や、しまねの教育情報 Web EIOS をご参照ください（申請用紙も掲載しています）。



お知らせ

平成30年度特別支援教育体制整備の推進事業

特別支援教育研修会

演題 子どもの育ちを支えるために大切にしたいこと
ー今、求められる「まなざし」と「かかわり」ー

講師：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

上席総括研究員 牧野泰美氏

「インクルーシブ教育システム」「合理的配慮」など、特別支援教育に関する新しいキーワードの中、特別支援教育が進められてきています。そのような中、少し立ち止まって「子どもたちとのかかわり」において大切にしたいことについて一緒に考えてみませんか。

日時 平成31年1月19日（土）9：25～12：30
（受付9：00～）

会場 浜田合同庁舎 大会議室（浜田市片庭町254）

参加費 無料

対象 保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、
高等学校、特別支援学校、その他教育関係者

定員 90名程度 ※会場の定員の関係で、締め切らせていただく場合があります

申込 別紙「参加申込書」に必要事項を記入の上 FAX で
事務局（浜田教育事務所 佐々本）へ

※参加申込書は、研修会案内に合わせ、浜田教育事務所 HP に掲載しています

申込期限 平成30年12月27日（木）

主催 島根県教育委員会 主管 しまね特別支援教育連携協議会
研修会事務局 島根県教育庁浜田教育事務所 佐々本茂
〒697-0041 島根県浜田市片庭町254 ☎ 0855-29-5706
E-mail:sasamoto-shigeru@edu.pref.shimane.jp